

北海道告示第 11071 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 28 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン登別店

登別市若山町 4 丁目 33-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(変更後) イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社	代表取締役 星野 三郎	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号
有限会社花善	代表取締役 横尾 逸郎	登別市中央町 4 丁目 9 番地 5
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区 5 番町 1 番地
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番地 1 号 新宿フロントタワー 33 階
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1
株式会社日昇堂	代表取締役 金濱 元一	室蘭市中島町 1 丁目 18 番 4 号
株式会社ウエダ靴専門店	代表取締役 源津 廣子	苫小牧市住吉町 2 丁目 11 番 14 号

株式会社ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	名古屋市千種区今池3丁目4番10号
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市宮町5番14号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	(ア)
有限会社花善	代表取締役 横尾 逸郎	登別市中央町4丁目9番地5	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号	
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2丁目21番地1号 新宿フロントタワー33階	
株式会社クールカレアン	代表取締役 堀内 一夫	東京都品川区東品川4-12-6 品川シーザイドキャナルタワー21階	(イ)
株式会社日昇堂	代表取締役 金濱 元一	室蘭市中島町1丁目18番4号	
株式会社ウエダ靴専門店	代表取締役 源津 善崇	苫小牧市住吉町2丁目11番14号	(ウ)
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川1-23-5 新川イースト6階	(エ)
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地	(オ)
株式会社トーシン	代表取締役 宮本 達也	帯広市西6条南40丁目3番3号	(カ)

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 平成30年10月1日
- 上記(3)イ(ア) 平成30年10月1日
- 上記(3)イ(イ) 令和4年10月14日
- 上記(3)イ(ウ) 平成27年4月1日
- 上記(3)イ(エ) 令和元年5月24日、平成28年9月5日
- 上記(3)イ(オ) 平成27年3月1日
- 上記(3)イ(カ) 令和5年11月27日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 代表者変更のため
- 上記(3)イ(ア) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(イ) 小売業者入替のため
- 上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(エ) 代表者変更及び住所変更のため
- 上記(3)イ(オ) 住所変更のため
- 上記(3)イ(カ) 小売業者入替のため

2 届出年月日

令和6年3月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年6月27日(木)から同年10月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで